

法務省大臣官房司法法制部 御中

2016年2月16日

企業内弁理士の会

代表世話人 石川 浩

代表世話人 上野 剛史

代表世話人 平井真以子

### 混合法人（B法人）に関する企業内弁理士の立場からの意見

外国法事務弁護士（外弁）について現在検討されている混合法人（B法人）については、我々は日本の産業の国際化に役立つものとして認めることに賛成します。

賛成する理由は、B法人は日本法・外国法を含めた包括的・総合的なグローバル法律サービス（いわゆるワンストップサービス）の提供を可能にするもので、企業の国際化のために役に立つと考えられるためです。

B法人には支店設立を認めることが検討されていますが、B法人が支店を地方にも設置すれば、地方企業がグローバル展開をするときに日本と外国の両方に関わる法律事項を総合的に相談しやすくなります。これは外国にいる代理人と直接連絡をするよりも国内で外国代理人との日常的なコンタクトが可能になるという大きなメリットがあります。また日本側の弁理士も国際的な知見を得るいい機会になります。

反対する立場の主な理由は、外国への秘密情報漏洩リスクと、日本出願事務に不当関与するリスクがあるというものですが、これらは法令違反になりますので例外的なものです。

具体的には、秘密情報漏洩リスクについては外弁法67条において外弁の守秘義務が規定されており、その違反には刑事罰が課されております。B法人だから秘密漏えいが起こり易いとはいえません。また企業実務では出願前の情報も外国の代理人に開示し、当該国の出願をお願いしますが、B法人でも状況は変わりません。

外弁の日本出願への不当関与の恐れについては、外弁法49条において「権限外法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止」が規定されております。代理人を特定せずに法人代理による特許等の出願自体は可能ですが、特許庁の運用<sup>1)</sup>として担当弁理士の明確化と面接時には代理人弁理士以外の者が審査官等とコミュニケーションはできない事とされておりますので、外弁が特許庁に対して出願の代理人になることは実質的にはありません。

日本弁理士と外弁の間では、相互主義的な取扱がないので相互主義に反するという主張もなされますが、弁理士業務は、それぞれの原資格国の出願しか扱えないのであって、一方的に外弁に日本出願代理が開放されるのではなく、相互主義に反するというものではありません。

以上によりB法人を反対する理由は明確ではなく、逆にB法人は企業のグローバル展開のため国内外の知見をもって総合的に支援できるという理由で我々はB法人設立に賛成いたします。

以上

<sup>1</sup> 特許庁 「面接ガイドライン 特許審査編」

[https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/mensetu\\_guide/tokkyo.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/tokkyo.pdf)

特許庁 「担当弁理士の明確化のお願い」

[https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_sonota/benrиси\\_meikaku.htm](https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_sonota/benrиси_meikaku.htm)